

令和2年門審第27号

裁 決

モーターボートA灯標衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官福間功出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年6月30日13時24分

福岡県博多港第3区

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 6.1トン

登 録 長 10.49メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 368キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室前部右舷側の操舵スタンドにレーダー、GPSプロッター、魚群探知機及び舵輪を、同スタンド右舷側後方に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備したFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.6メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和元年6月30日13時14分博多港第3区所在のマリーナを発し、同区に設置された博多港東航路第2号灯標（以下「2号灯標」という。）付近の釣り場に向かった。

ところで、博多港の東航路は、同港第2区から同港第3区にかけて東西方向に設定され、その西口が同港の中央航路と接しており、両舷側に灯標が6台設置されていた。

a受審人は、13時16分博多港端島灯台（以下「端島灯台」という。）から192度（真方位、以下同じ。）2.41海里の地点で、針路を2号灯標に向く042度に定め、28.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、操舵スタンド後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、13時19分半魚群探知機の遠隔表示装置を船尾ブルワークに取り付けていないことを思い出し、13時21分少し前端島灯台から125度1.22海里の地点で、5.0ノットの速力に減速して、同装置の取付け作業を行うため、操舵室から船尾甲板に移動した。減速したとき、a受審人は、2号灯標が正船首460メートルのところとなり、その後同灯標に向首進行する状況であったが、2号灯標に至る前に魚群探知機の遠隔表示装置の取付け作業を終えて操舵室に戻ることができるものと思い、目視により同灯標との相対位置関係を確認する

など、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、魚群探知機の遠隔表示装置の取付け作業を行いながら続航し、13時24分僅か前船首方至近に2号灯標を認め、機関を中立運転とし、続いて右舵一杯としたものの、効なく、13時24分端島灯台から113度1.27海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷船首部が同灯標に衝突した。

当時、天候は曇りで風力3の西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に破口を、2号灯標は、はしご部分に曲損等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件灯標衝突は、博多港第3区において、釣り場に向けて航行中、船位の確認が不十分で、2号灯標に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、博多港第3区において、釣り場に向けて航行する場合、2号灯標に向首進行することのないよう、目視により同灯標との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、2号灯標に至る前に魚群探知機の遠隔表示装置の取付け作業を終えて操舵室に戻ることができるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同灯標に向首進行する状況に気付かずに2号灯標への衝突を招き、船体及び灯標に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年8月26日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也